

結算資本高 三三,000
 開算資本高 二〇,000
 差引純利益 一三,000

損失利益對照表

明治廿九年五月卅日 森田熊太郎宅

		利益	損失
營業利益ニ屬スル分	本日迄ノ純利益	170,000	
販賣店			
營業損失ニ屬スル分	賄費本日迄ノ仕拂高		80,000
雜費			133,000
差引營業純利益			140,000
開算資本	純利益	1100,000	
	合計	133,000	
	結算資本		140,000
		三三二,000	

● 今この二表を對照して、之れを研究するとき、資産負債の損失利益の兩者が、如何に相關聯して、離るべからざるの關係を有するか、之れを曉知し得ん。營業の純損益は、資産の増減を來たし、資産の増減は有形資本の増減となり、有形資本の増減は、資本主よりの負債増減となり、結局營業の資産と負債は、終に平均するに至る、又更に開算資本に、純損益を加減したるものは、結算資本にして、結算資本と開算資本とを、差引したる殘額は純損益となるの道筋、みな此二表の内に含まる。

第三 正式簿記法。

● 取引は受けたる價值と、渡したる價值より成ると云ふ元則に基き、一取引毎に、受渡しの二口座を元帳なる帳簿に開設し、同一の取引を二重に記入する方法、之れを正式又は複式の簿記法と云ふ。此法によるときは、通例日記帳及び元帳と稱する二帳簿あるときは、如何なる營業取引にても、記入計

受渡

● 正式簿記法に於て、帳合ひの基礎となるものは、受渡し之二文字なり。ろも人の需用を充たすもの之れを貨物と云ひ、貨物の内他物と交換し得らるゝものを財と云ふ。財の交換に於て相互の交換割合之れを價值と云ひ、貨幣にて計られたる價值之れを代價とも云ふ。財には金銭物品の如く實質價あるものあり、手形小切手の如く代表證價あるものあり、又智識材能の如く無形隱價あるものあり。財の増減は重に勤勞及び偶然の關係より來たり、この財の増減變化に係はる事件之れを取引と云ふ。取引せらるゝものゝ價值には之れを他に轉換しうべき循環價值あり、又轉換し能はざる認定價值あり。財を受くれば之れが原因なかるべからず、財を渡せば之れが結果なき能はず、取引には必ず原因あり結果ありて兩者相伴なふ。受くるものゝ價值は之れ結果にして受方となり、渡すものゝ價值は之れ原因にして渡方となる。取引は換言すれば價值の交換にして、受くる方も渡たす方も同額にして平均せざるべからず。

受渡ト借貸

● この受渡し之文字は、是迄借貸の二字を用ひて、之れにあてはめたり。元來借貸とは、舊式と略式とにより、其區域の大小ありと雖も、兎に角、人に係はる動作なり、然るに正式に於ては、此貸借の動作を、金銭物品の如き物にも、消耗運送の如き事にも應用して、之れを用ふるに至れり。

物ノ貸借

● 譬へば現金にて、金五拾圓の物品を買入れたりとせば、此取引に於ける金銭と物品とを人と見なし、金銭は、相手方物品なる者に、金五拾圓の價值を與へたりとし、又物品は、相手方金銭の爲めに、金五拾圓の價值を受けたりとし、與へたる者は貸となり、受けたる者は借となる。故に金銭は物品に對し、他日金五十圓以上の價值を受取るべき權利あり、物品は金銭に對し、他日金五十圓以上の價值を仕拂ふべき義務あると同一理なり。

● 譬へば、利金を仕拂ひ、周旋料を請取りたるが如き、取引に於ては、其利子若くは周旋を人と見なし、仕拂ひたる金銭は、利子に貸與へたるとし、請取りたる金銭は、周旋より借入れたりとし、仕拂ひたる利金は、利子の借とし、請取

事ノ貸借

りたる周旋料は周旋の貸となす。而して利子は之れを得れば直に消滅し、周旋は之れを渡せば直に消滅し、恰も貸主若くは借主が、其債權債務を放棄したるが如き場合と同じく、借金は之れを返却するに及ばず、貸金は之れを取戻すこと能はずして、或は損失となり、或は利益となりたるが如し。

● 故に世間にて複式簿記の法を説くに、複式に於て用ふる貸借の字義は、普通の字義と異なり、受けたる方を借とし、渡したる方を貸とし、其人たるは物たるに事たるを問はず。一樣に此貸借の關係を有せしむ云々と説きたるは、敢て不當の解釋には非ざれども、普通解しやすきによれば、受渡しの二字を用ふるをよしとす。

● 正式簿記法に於ける帳簿記入の順序は、取引の起りたる度、日記帳に取引の月日受渡しの仕譯取引の次第を認め、受渡しに應じ金銭の欄に金高を御すべし。倘し當座帳ありて、當座帳より此日記帳へ寫し來るものなれば、引合の欄に當座帳の丁數を打つべし。而して日記帳の記入終ゆれば、其帳

受渡し借貸
ノ可否

日記帳ノ記
入

日記帳ノ書
式

元帳へノ轉
寫

に指定せられたる口座を、順次元帳に開設し、其仕譯に従ひ各口座へ記入すべし。

● 日記帳記入の書式は、

(一) 金 錢 二五〇〇,〇〇〇

(二) 主 人 二五〇〇,〇〇〇

前月よりの繰越手許有金

の如くして、此書式は左の意味を含むものなり。

● 金 錢 は主人に對して受方となる。 二五〇〇,〇〇〇

● 主 人 は金銭に對して渡方となる。 二五〇〇,〇〇〇

● 故に此取引の受渡しを、元帳の各口座へ轉寫するには、第一主人の口座を開き、次に金銭の口座を開き、主人の口座は渡方に、金銭の口座は受方に、年月日記事金高を記入し、尙ほ日記帳の丁數を附し引合せの便に供す。而して此記入了れば、日記帳へ、口座所在の元帳丁數を附し、轉寫済の合印となす

諸口ノ解

● 設題八日の取引に諸口なる語あり。此諸口なる語を用ふるときは、元帳轉寫に時間と労力とを省き、元帳の紙數を減ずることを得大に便益あり。扱この諸口を用ひたる仕譯け轉寫の手續きは販賣店の口座に、年月日諸口にと注解して、金高二〇〇〇、を受方に入れ、第一當預の口座に、年月日販賣店へと注解し、金高一〇〇〇、を渡方に入れ、櫛尾の口座に、年月日販賣店へと注解して、金高一〇〇〇、を渡方に入る。倘し販賣店の口座に、諸口の文字を用ひずして、之れが記入をなすときは、第一當預に一〇〇〇、櫛尾に一〇〇〇、と記入し二行を費やすべし。かく精密の記入をなすは敢て差支へなしと雖も、もし相手の口座が七八ッもあるときは、徒に元帳口座の紙面を費やし、手數も多くして左のみ利益なし。

日記帳

日記帳

明治廿九年五月

一日	金錢	主人	前月ヨリ繰越有金	二	1,200,000	1,200,000
同日	贈資金	金錢	お竹へ假渡ス	三	500,000	500,000
五日	第一當預	金錢	第一國立銀行へ當座預ス	四	1,200,000	1,200,000
八日	家具販賣店	諸口	櫛尾彦一ヨリ同人所有ノ家具販賣店ヲ讓受ク	五	1,000,000	

實用普通簿記 帳簿篇 正式簿記法 帳簿の記入

日	科目	金額
九日	第一當預	1000 000
	櫛尾彦一	1000 000
	家具販賣店	1000 000
	現金	1000 000
	現金元入	1000 000
廿日	秋葉民治	1000 000
	現金	1000 000
	現金貸渡	1000 000
卅日	家具販賣店	1000 000
	損益	1000 000
	本日迄ノ純利益	1000 000
	損益	1000 000
	賄資金	1000 000

(三)

本日迄ノ總仕拂高

	1000 000
	1000 000

元帳ノ記入

● 元帳とは口座の集まりたる帳簿にして、口座とは同種の取引を一ト纏にし其受渡を明にせんがため開設したる元帳の一部分なり。扱取引は日記帳にて受渡の仕譯けさるゝを以て此仕譯けにしたがひ元帳の口座へ轉寫するものなれば其手續き誠に簡易なり。

● 今設題一日の取引を受渡し仕譯し之れを元帳各口座へ轉寫したる書式は左の如くにして又左の意味を含む

元帳ノ書式

主人

引合	月	日	目	丁	受くる	渡たす	受又ハ渡	残	高
					1500000	渡	1500000	000

金銭

引合	月	日	目	丁	受くる	渡たす	受又ハ渡	残	高
					1500000	受	1500000	000

重ナル元帳
口座

● 取引に於て受渡しせらるゝ財は、其數千万を以て數ふるに暇あらずと雖も、今其重なる口座を擧ぐれば、僅かに七八種となる。而して其普通用ふべき口座の要項は左の如し。

取引ヨリ見 其物ヨリ見 口座 其物ヨリ見 取引ヨリ見

- 受.....借入.....資本主.....貸出.....渡
- 受.....借入.....取引先.....貸出.....渡
- 受.....受入.....金.....拂出.....渡
- 受.....買入.....物.....賣出.....渡
- 受.....受入.....受取口證券.....返戻.....渡
- 受.....消還.....仕拂口證券.....發行.....渡
- 受.....損失.....雜費、損益.....利益.....渡

資本主ノ取
引先口座

● 資本主の口座及び取引先の口座は、全く略式に用ふる元帳の口座と同じ。記帳第三、貸借出入に關する帳簿の記入に於て、之れを詳かにせし如く、資本主の口座は、開算及び結算の資本を知るにあり、取引先の口座は、各取引先に對する貸借を明かにするにあり。

● 金銭の口座は、金銭の出入を明かにし、手許有金を知るにあり。受方には金銭の受入を、渡方には金銭の拂出を記入す。受方合計は受入金銭の總高にして、渡方は拂出金銭の總高なり。故に此受渡合計を差引き、差額あれば必ず受方にありて、手許有金と符合し、當方資産の一部をなす。尤も營業の都合により、此金銭を貨幣紙幣等の口座に分ち、各自の受渡を知るも可なり。

● 物品の口座は、地處、家屋、器械、什器、其他己れの所有に係る株券、公債の類を總稱したるものなり。故に其取扱の都合により、別々の口座を開くを便なりとす。扱此口座は、物品の出入を明かにし、其損益を知らんが爲め設くるものにして、受方には買入れ又は受入の原價を記入し、渡方には賣出又は仕出の時價を記入す。故に受方合計は原價の總高にして、渡方合計は時價の總高なり。依て入來りたる物品、全く出拂ひとなりたる時は、受渡の合計を差引き、其差額渡方にあれば利益にして、受方にあれば損失を示すものなり。

り。倘し又殘品あるときは、之れを相當の代價に見積り、恰も賣出となりたるが如く、渡方に記入し、然る後受渡の合計を差引き、以て其損益を知るべし、而して此賣残りとなりたる物品は手許所有のものにして、我が資産となるべきものなり。

● 受取口證券とは、當方へ資金を請取るべき權利ある、約束手形、爲替手形、借金證書等の總稱にして、此口座は受取口證券の出入を明かにし、手許に所有する請取未済の證券金額を知るにあり。此口座も亦取扱の都合により、或は受取口手形、又は受取口借金證書等、別々の口分けになすを可とす。扱此口座の受方は、受取口證券の我が所有となりたる時記入し、渡方は受取口證券の満期譲渡割引等にて、消還濟となりたる場合に之れが記入をなす。故に受方合計は受取口證券の總高を示し、渡方合計は其總消還高を示す。而して受渡とも、皆券面金額を以て記入すれば、受渡の金額は相平均するか、若し平均せざるときは、差額は受方にありて、此種の證券より成立ちたる

る當方資産なるがゆへ、契約の期日すれば、其資金を受取り得べき權利あるものとす。

● 仕拂口證券の口座は、受取口證券と反對に、當方より資金を仕拂ふべき義務ある約束手形、爲替手形、借金證券類の出入を明かにし、仕拂償却すべき證券の金額を知らんが爲め、設けたるものなれば、又取扱の都合により、殊別に口譯けをなすを可とす。扱此口座の渡方へは、當方より資金を仕拂ふべき手形を記入し、受方には満期割引等にて消還濟となりたる場合に之れが記入をなす。故に渡方合計は證券に於ける仕拂義務の總高を示し、受方合計は仕拂消還の總高を示す。而して受渡は券面を以て之れが記入をなせば、受渡の金額は平均するかも、もし平均せざれば、差額は渡方にありて、證券より成れる當方負債の一部分なるがゆへ、期日すれば仕拂の義務を盡さざるべからざるものなり。

● 雜費、手数料、利金、割引料、運賃、保險料、消耗品、其他損益の泉源となるもの

損益ノ口座

は、皆損益の口座に屬す。故に營業の都合によりては、別々の口座を設け、各自の出入損益を知るを要す。扱此口座の受方には當方の損失となるべきものを記入し、渡方には當方の利益となるべきものを記入するが故に、受方合計は損失の總高にして、渡方合計は利益の總高を示すものなり。されば受渡双方を差引き、其差もし受方にあれば當方の損失にして、渡方にあれば當方の利益となるべきものなり。

● 以上の口座を、價値の上より研究するとき、循環にあらざれば、認定、若くは循環認定の合併價値より成立するものなり。金錢は率ね循環にして、其交換は受方に始まり、渡方に終る。物品は元來循環なりと雖も、其交換の工合により、循環認定の合併價値となる、而して其交換は又受方に起り、渡方に終るを常とす。受取口證券は率ね循環に屬する證券契約(金錢に編入せらるゝものを除く)にして、其交換は受方に起り、渡方に終る。仕拂口證券は同じく循環に屬すと雖も、其交換は渡方に起りて、受方に終るものなり。雜

口座ノ價値

費其他損益は、認定に屬するものにして、其交換或は受方に起り、或は渡方に起り、其終る處亦一定せず。取引先はこれ循環の口頭契約に屬するものにして、其交換或は受方に起り、或は渡方に起り、其終る所亦一定せず。資本主は取引先と同じけれを資本と云ふ方面より論ずるときは、正しく過去勤勞の結果なるが故に、認定價值より成立するものと謂ふべし。

元帳

● 元帳

(一) 主人

明治廿九年					
五	一	金錢へ	一	1,500,000	1,500,000
五	三〇	損益ニ	元八	1,200,000	1,200,000
		繰越ニ		1,200,000	1,200,000
六	一	繰越へ		1,200,000	1,200,000

(二) 金錢

明治廿九年					
五	一	主人ニ	一	1,500,000	1,500,000
同	同	賄費金へ	一	50,000	1,550,000
同	五	第一當預へ	一	1,000,000	1,550,000
同	九	販賣店へ	二	1,000,000	1,550,000
同	二〇	秋葉民治へ	二	1,000,000	1,550,000
		同		1,000,000	1,550,000
		同		1,000,000	1,550,000
六	一	繰越ニ		1,500,000	1,500,000

(三) 賄資金

明治廿九年

五	一	金錢ニ	1000000	受	1000000
五	三〇	損益ハ	200000	同	200000
同	同	繰越ハ	100000		100000
六	一	繰越ニ	200000		200000

(四) 第一當預

明治廿九年

五	五	金錢ニ	1000000	受	1000000
同	八	販賣店ハ	1000000	同	1000000
三〇	繰越ハ		200000		200000
六	一	繰越ニ	1500000		1500000

(五) 家具販賣店

明治廿九年

五	八	諸口ニ	1000000	受	1000000
同	九	金錢ニ	1000000	同	1000000
同	三〇	損益ニ	100000	同	100000
同	同	繰越ハ	1000000		1000000
六	一	繰越ハ	1000000		1000000

(六) 榎尾彦一

明治廿九年

五	八	販賣店へ	二	1000 000	1000 000	1000 000
同	三〇	繰越		1000 000		
				1000 000	1000 000	
						1000 000

(七) 秋葉民治

明治廿九年

五	二〇	金銭	二	100 000	100 000	100 000
同	三〇	繰越		100 000	100 000	
				100 000	100 000	
						100 000

(八) 損失利益

明治廿九年

五	三〇	販賣店へ	二	10 000	10 000	10 000
同	同	賄資金		10 000		
同	同	主人へ	三	10 000	10 000	10 000
				10 000	10 000	
						10 000

(二) 試算突合せ

● 正式簿記法の試算突合は、略式簿記法と同じく、記帳計算を一層正確ならしむる手段にして、この試算突合をなすは、毎日にも、一月毎にても、うは營業の繁閑により、臨時之れを行て可なり。扱此試算突合とは、日記帳より元帳への轉寫に誤謬あるや否やを調査し、資産負債を實地と突合せ、損失利

試算突合、必要

帳への轉寫に、誤謬なしとは謂ふべからず。倘し日記帳に或る取引記入を全く脱落し、若くは取引受渡の仕譯けを誤記したるとき、の如きは、毫も此突合に影響を及ぼさず。又日記帳に脱落誤記なしとするも、甲口座の受方へ記入すべきを、乙口座の受方に記入し、甲口座の渡方に記入すべきを、乙口座の渡方に記入し、又甲乙口座の受渡を誤りて、丙丁口座の受渡に記入したるとき、の如きは、毫も試算突合せ金額の上に、差異を出さず。

● 左れば、倘し試算表の突合せ金額符合せざるときは、勿論之れが正誤をなすと雖も、唯試算表の突合せ金額にのみ依頼せず、常に記帳を注意戒心して、計算を正確に、帳簿を引合はし、尙ほ試算表を得れば、之れが結果を實地と對照し、失錯に陥らざる様之れを勉むべし。記帳の誤りは、甚だ嫌ふべく厭ふべきことにして、一旦誤りの記帳をなすときは、延ひて其誤りは各帳簿に及び、終には根元を檢出するに困難なるものなり。

● 第二の突合は、資産負債突合表を製して、資産負債の突合をなすにあり、

られ元帳試算表の差額は、其口座もし循環價值なれば、渡方は其資産にして我が負債なり、又受方は其負債にして、我資産を示す、其口座もし認定價值なれば、渡方は營業の利益にして、受方は營業の損失を示す。されど之れは唯元帳面に於てのみ得たる結果にして、直ちに之れを以て、營業上真正の資産負債損失利益と認むべからず。手許有金果して帳面と同額なるや、物品の員數果して帳面と符合せるや、多くの中には貸金の滞りとなり、若くは到底入金の見込みなきものも生ずることあるべし。故に元帳面に表はれざる、資産負債と損失利益とを調査し、夫れ相當の評價をもなし、以て結算の準備をなさざるべからず、之れ第二の突合せ必要なる所以なり。

● 之れが準備をなすには、第一財産目録、第二負債目録の二表を調製するを要す、尤も都合により此兩目録を合併し、資産負債突合表なるものを調製するも可なり。又商家製造家等、種々の物品を取扱ふ家にては、之れに先ち財産中物品に關する目録を作り、其詳細を認め、此表には、唯其總高を記載し

て可なり。

● 資産負債突合表を調製するの手續きは、先づ帳簿により又實地の調査により、其種類により、手許有金、手許有品相互の月末勘定書、受取口證券の所有高、仕拂口證券の残片手控、各種の通帳、雜用帳、其他の帳簿と引合せ、尙掛金の中扣除すべき分あれば之れを扣除し、資産負債は實地正確なる計算により、評價して之れを製表すべし。此表は資産負債取調べのため、突合したるものなれど、同時に有形資本の増減、營業損益の如何を知るに便益あり。

突合ノ手帳

資産負債突合表

資産負債突合表

明治廿九年五月卅日調査

		營業資産	營業負債	備考
主人			11,500,000	
金錢		5,500,000		
賄資金		11,000		
第一當預		500,000		
販賣店		3,300,000		
櫻尾彦一			1,000,000	
秋葉民治		1,000,000		
差引	資産減少	2,500,000 10,000	1,000,000	
		11,500,000	11,500,000	

第三ノ突合

● 第三の突合は、損失利益突合表を調製して、資産負債突合表と突合することなり。資産負債突合表は、資産負債を明示し營業の純損益より來りたる資産の増加を示すものなれば、尙ほ損失利益突合表を製し、以て營業の損益及び其由て來る所以、并に現在の景况等を知り、資産負債突合表と突合せ、誤謬あるや否やを試むべし。此表は其材料全く資産負債突合表と異なりと雖も、其結局は同表と一致すべきものなり。

損失利益突合表

明治廿九年五月卅日調査

		營業損失	營業利益	備考
家具販賣店純利益		10,000		
賄費仕拂高		10,000		
差引 純損失		0	10,000	
	10,000		10,000	

(三) 帳簿の結算。

● 元帳に於ける各口座の渡方は、相手の口座に渡したる價值を記入し、受方は相手の口座より受けたる價值を記入するものなり。故に其受方は循環價值なれば、營業方の資産となるべきものを記入し、認定價值なれば、營業の損失となるべきものを記入す。又其渡方は循環價值なれば、營業方の負債となるべきものを記入し、認定價值なれば、營業方の利益となるべきものを記入す。去れば元帳に於ける各口座の結果は、資産負債、損失利益の内を示すものにして、即ち左の如し。

營業方の資産……受方……循環價值……渡方……營業方の負債
 營業方の損失……受方……認定價值……渡方……營業方の利益

● 資本とは、資本主が是まで勞役したる結果にて、過去勤勞の結果なり。故に營業に於て生じたる損益は、又勞役の結果として、過去勤勞の結果なる

資産負債損失利益

損失利益ノ結果

資本を増減せしむるは勿論なり。されば損失利益に屬する部分は、其生じ來りたる都度、資本主の口座に運び、資本の高を増減せしむべきものなれど、實際斯の如き煩勞なる方法を用ふるとも、充分の便益なきが故に、一月半年、若しくは一年の末を、計算の期と定め、其間に起りたる損益は、適宜の口座を設け、一時之れに記入し、計算の期至れば、元帳に損失利益なる口座を設け、總て損益に關する口座の結果を集め、來り、損失は其受方へ、利益は其渡方へ記入すべし。損失は之れ受けたる認定價值にして、利益は之れ渡したる認定價值なれば、損失利益の口座は、認定價值に於ける各口座の結果集合する所となる。故に此口座の受渡双方を差引き、其差もし受方にあれば純損失にして渡方にあれば純利益を示す。依て此純益若しくは純損を資本主の口座に運び、而して後資本主の結算資本を求む、之れを普通の方法となす。

● 資産負債に屬する部分は、損失利益に屬するものゝ如く、一定期の末、資本主に組入れられ、結算に於て消滅するが如きものに非ず、引續き次期へ繰

資産負債ノ
結果

越すべきものにして、受渡の双方平均するに非ざれば、決して消滅するものに非ず。元帳口座に於ける資産の結果は、元帳面資産負債を示めず、口座に於て之れを知るか、若しくは元帳に開設せらるゝ資産負債の口座に於て之れを見る。而して資産負債に於ける口座は、其受方に營業方の資産となるべきもの來り、其渡方には營業方の負債となるべきもの來る、故に受方は營業方の資産を示し、渡方は營業方の負債を顯はし、此資産と負債と常に相平均すべきものなり。

● 帳簿結算とは、各帳簿の帳尻を求め、其期間に於ける、營業の資産負債と、損失利益を知り、記帳の結末を附し、結算資本を知るにあり。正式簿記法に於ける帳簿結算の要部は、元帳各口座の締上げにあり。日記帳は、會計期末に受渡の各總計をなし、結算をなすものにして、別に他の手續きなし。元帳の結算は、元帳各口座を締上げ、營業の資産負債と、損失利益を認め、資本主の結果資本を知るにあり。

帳簿結算

● 帳簿締上の方法には二種の別あり、第一は一時營業の局を結ぶものにして、第二は永久營業の局を結ぶときに多く用ふ。日記帳は何れの方法にても、取て異なる所なし。唯此結算方法の最も大切なる部分は、元帳各口座の締上げにあるなり。

● 第一は之を繰越結算の方法と云ひ、損失利益の口座を元帳に開設し、營業損益に屬する口座の結果を蒐集し、此口座にて純損又は純益を認め、之れを資本主に轉記す。然れども總て資産負債に屬するものは、別に資産負債なる口座を、元帳に開設し、之れに轉記する方法を採らず、單に其口座々々の差額は、同口座に於て之れを翌期へ繰越すなり。此法は同帳簿へ、取引記入を引續けんとする場合に、適當なる方法とす。

元帳繰越結算手續

● 元帳簿繰越結算の順序左の如し。

第一、損失利益の口座を開くべし、之れ營業中に生じたる損益を、一と所に集め、純損失若くは純利益を知らんが爲めなり。尤も營業中、別段一

と口座とする程にたらざる損益に關する科目は、損益の口座を其際開設し、之れに記入することあり。かゝる場合ありしときは、別に損失利益の口座を開くに及ばず、以前開設せしものを其儘續けて用ふべし。然れども此類の損益屢々生ずるときは、却て不都合なる故に、この場合には臨時損益なる口座を開き記入し、損失利益の口座は結算の際、之れを開くをよしとす。

第二、資本主より順次、各口座受渡の各合計を出だし、記入すべし。尤も受方渡方とも、金額一ト口若くは、一方のみなるときは、別段合計の手續に及ばざるも可なり。

第三、營業の資産負債を認め、之れを翌期へ繰越さんがため、資本主を除きだる一切の資産と負債と、資産負債突合表により、夫れ夫れの口座に、もし其もの營業の資産なれば、其口座の渡方へ、朱にて繰越へと云ふ注解と金高を書し、もし其もの營業の負債なれば、其口座の受方へ、朱にて

繰越にと云ふ註解と金高とを書すべし。

第四、營業の損益を認め、損失利益の口座へ轉寫せんがため、資本主の口座を除き、損益を示す口座を求め、順次計算に取掛るなり。其口座受渡双方を差引き、もし差額あれば之れを少數の方へ、朱にて損益へ、若くは損益にと注解除して、其金額を記入すべし。

第五、第四の手續にて、算出したる損益を、損失利益の口座に轉記す。その法、損益に屬する口座の差額即ち損益へと朱書ある分は、損失利益の口座受方へ、損益にと朱書ある分は、損失利益の口座渡方へ、何れも墨にて各口座の名稱を注解除して、其金額を記入すべし。

第六、第五の手續により、轉寫せられたる、損失利益口座の受方は損失の結果、渡方は利益の結果なり。故に此受渡しの金額を差引き、純損なれば資本主へ、純益なれば資本主にと注解除したる金額を、朱にて少數の方へ記入し、此純益若くは純損を、資本主の口座に運ぶなり。即ち資本

主の口座へは、墨にて損益に、若くは損益へと注解除して金額を、損失利益口座の朱書と反對せる方へ、記入すべし。尤も資本主二名以上なれば、各自の割合に應じ、分配記入すべし。

第七、資本主口座の受渡金額を差引き、少數の方へ、朱にて繰越へ、若くは繰越にと、注解除したる金額を記すべし。

第八、資本主口座其他各口座受渡しの合計をなし、金額を墨にて記入すべし、此金額は受渡双方同額にして、符合すべきものなり。

第九、資本主口座より順次に各口座の合計締切の野線をなし、締上げをなす。

第十、資本主をはじめ、資産負債に屬すべき口座に、朱書にて繰越へとあるは、同口座締切線下受方へ、墨にて繰越にと注解除して、金高を轉寫し、又朱書にて繰越にとあるは、同口座締切線下渡方へ、墨にて繰越へと注解除して金額を轉寫すべし。

● 第二は之れを締切結算の方法と云ひ、損失利益の口座を元帳に開設し、營業中の純損益を認め之れを資本主の口座に轉記し、次に資産負債の口座を元帳に開設し、總て資産負債に屬するものを集め來り、資産負債の平均額を求めて結算する方法なり。此方法は全く營業の局を結ぶとき、又は營業帳簿を新たにし、新帳簿記入を翌期より始めんとするときに便利なり。

● 元帳締切結算の順序左の如し。

第一、損失利益の口座を開くべし、之れ營業中に生じたる損益を認めんがためなり。

第二、資産負債の口座を開くべし、これ營業中關係を生じたる、資産負債の結果を知り、併せて兩者の平均を認めんがためなり。

第三、資本主より順次各口座受渡の各合計を出だし記入すべし。尤も受方渡方とも、金額一ト口、若くは一方のみなるときは、別段合計の手續に及ばずして可なり。

第四 營業の資産負債を認め、之れを資産負債の口座へ轉寫するため、資産負債突合表より、夫れ夫れの口座へ、其もの倘し營業の資産なれば、其口座の渡方へ、**殘高**へと注解したる金額を朱書し、次に資産負債口座の受方へ、墨にて何々へと注解したる金額を記入すべし。そのもの倘し營業の負債なれば、其口座の受方へ、**殘高**へと注解したる金額の朱書をなし、次に資産負債口座の渡方へ、墨にて何々へと注解したる金額を記入すべし。

かくして得たる、資産負債口座の受方は、營業資産の結果、渡方は營業負債の結果(資本主を除く)の集合したるを以て、受渡合計の差額は資本主の結算資本を示すに至る。

第五 營業の損益を認め、損失利益の口座に轉寫するため、資本主を除き、其他損益を顯はすものを求め、順次其口座の受渡双方を差引き、倘し差額あれば之れを少數の方へ、朱にて**損益**へ、若くは**損益**へと注解したる

金額を記入し、直ちに損失利益の口座に、前朱書と反対の方へ、この口座名稱と金額を、式に従がひ墨にて記入すべし。

かくして得たる、損失利益口座の受方は、營業損失の結果、渡方は營業利益の結果の集合したるを以て、受渡合計の差額は、營業の純益若くは純損を示すに至る。

第六 未だ締上げ計算をなさざる、損失利益、資産負債、資本主の三口座に於ける、試算突合せをなすべし。此三口座の突合せは、第一資産負債口座の受渡を差引き、結算資本を認め、第二損益口座の受渡しを差引き、之れを資本主口座の開算資本に加減して、其現在の結算資本を認め、第一にて得たる金額と、第二にて得たる金額と符合するときは、正算なり。

第七 損失利益の口座にて、純利益を認めれば、之れを資本主の口座に轉寫するなり。損失利益の口座を計算し、純損なれば、資本主へ、純益なれば、資本主にと、注解したる金額を、此口座の渡方又は受方へ朱書し、次

に其純損若くは純益を資本主の口座に運ぶ。資本主口座へは、墨にて損益に若くは損益へ、注解したる金額を、損失利益口座の朱書と反対の方へ記入すべし。尤も資本主二名以上なれば、各自の割合に應じ、分配記入すべし。

かくして資本主の口座は、はじめて現在の資本即ち結算資本を示めし、其金額は資産負債口座の差額と一致するに至る。

第八 資本主口座の受渡を差引き、其差額を少數の方へ、朱書にて、残高に若くは残高へと注解したる金額を記入し、これより資産負債口座へ、墨にて前朱書と反対の方へ、資本主へ、若くは資本主にと、注解したる金額を記入すべし。

かくして資産負債口座は、受渡の金額相平均す。之れ取引は平均にはじまり平均に終るものなり。

第九 資本主口座より順次、各口座受渡の合計を爲し、金額を墨にて記入

すべし、此受渡双方の金額は相互に均一なるべきなり。
 第十 資本主口座より順次、締切の野線をなし、以て悉皆の手續を終ふ。
 前に出だしたる元帳は、繰越結算により締上げたるものなり。依て今
 締切結算により、締上げたる元帳を左に示さん。

締切結算ノ
元帳

(一) 主人

五	五	一	金銭へ	1,000,000	1,000,000	渡	1,000,000
同	同	同	損益へ	2,000,000	2,000,000	渡	2,000,000
同	同	同	残高ニ	1,000,000	1,000,000		1,000,000
				元九	元八		
				1,000,000	1,000,000		1,000,000

明治廿九年

(二) 金銭

五	一	一	主人ニ	1,000,000	1,000,000	受	1,000,000
同	同	同	賄資金へ	1,000,000	1,000,000	受	1,000,000
同	同	同	第一常預へ	1,000,000	1,000,000	受	1,000,000
同	同	同	販賣店へ	1,000,000	1,000,000	受	1,000,000
同	同	同	秋葉民治へ	1,000,000	1,000,000	受	1,000,000
同	同	同	残高ニ	1,000,000	1,000,000		1,000,000
				元九			
				1,000,000	1,000,000		1,000,000

明治廿九年

(三) 賄資金

五	一	金銭ニ	1000 000	受	1000 000
同	三〇	損益ハ	2000 000	受	2000 000
			2000 000		2000 000

(四) 第一當預

五	五	金銭ニ	1500 000	受	1500 000
同	八	販賣店へ	1000 000	受	1000 000
同	三〇	残高ニ	2000 000		2000 000
			1500 000		1500 000

(五) 家具販賣店

五	八	諸口ニ	1000 000	受	1000 000
同	九	金銭ニ	100 000	受	100 000
同	三〇	損益ニ	2000 000	受	2000 000
同		残高ハ	3000 000		3000 000

(六) 檜尾彦一

五	八	販賣店へ	1000 000	渡	1000 000
同	三〇	残高ニ	1000 000		1000 000
			1000 000		1000 000

結算資本	1500000	結算資本	1500000
資産	1500000	開算資本	1500000
負債(主人ヲ除ク)	1000000	營業純損失	100000
差引 結算資本	500000	差引 結算資本	500000
有形資本の減少		資産の減少	
開算資本	1500000	負債(開算資本)	1500000
結算資本	1500000	負債(主人ヲ除キタル負債)	1000000
差引 資本減少	100000	資産合計	1500000
		差引 資産減少	100000

實用普通簿記卷二終

實用篇